

平成26年6月11日（水）衆議院 法務委員会 質問事項

衆議院議員 隅 猛

1 本改正法案の立法事実は何か。現行法の罰則により検挙された例もなく、また、今回の改正により拡大される部分で検挙可能であった事案もこれまでに把握されていないことから、立法事実はないのではないか。【谷垣法務大臣】

2 提供罪等の客体につき、テロ資金供与防止条約上は不動産等のあらゆる種類の財産等をいうとされているが、現行法上は、「資金」のみが規定されているのはなぜか。【刑事局長】

3 現行法の「資金」という文言に、現金等に換価されることを予定して提供・収集される不動産等の財産が含まれるという解釈は、文理上不可能であり、罪刑法定主義に反するのではないか。【谷垣法務大臣】

4 現行法は、「資金」という文言に、現金等が果実として得られること又はそのような現金等に換価されることを予定して提供収集される不動産等の財産も含まれるということであるが、現行法の文言をそのように読み込んで、なお、条約の「資金」の定義とは不整合ではないか。条約の「資金」には、例えばアジトとして提供される不動産も含まれると解釈すべきではないか。【石原外務大臣政務官】

5 テロ資金供与防止条約では、「直接又は間接」の資金提供等を犯罪化すべきとされているが、これまで、「間接」の提供等を処罰する条文がなかったのはなぜか。【刑事局長】

6 今回の改正で、間接的な提供等の犯罪化を求めるFATFの要請に対応するため、犯罪主体も拡大するようであるが、刑法総則の共犯規定や間接正犯の理論により、間接的な提供等を処罰することが可能なのではないか。【刑事局長】

7 「準一次協力者」，「二次協力者」及び「その他協力者」による提供罪という3類型の提供罪を新設することとしているが，テロ協力者が「一次協力者」に対して資金等を提供した場合に，3類型の提供罪のいずれに該当するかは，提供者の主觀面のみにより決まることになるので，構成要件における主觀的因素が明確に判別可能かどうかが重要であると考えるが，条文の文言からすると判別は困難ではないか。【刑事局長】

8 本改正法案では，主觀的因素により刑の重さが大きく異なる以上，被疑者の供述がどうなされるかが重要であり，取調べの可視化の必要性が高いのではないか。【谷垣法務大臣】

9 平成26年4月30日の法制審議会特別部会で示された試案では，A案とB案のいずれによっても，本改正法案の処罰対象となる被疑事件について，警察段階からの取調べの可視化は行われないことになるが，そのような試案は問題ではないか。【谷垣法務大臣】

10 4月30日の特別部会では、最高検察庁公安部長・上野委員から「検察としてB案を受け入れることは極めて困難」という発言があった。検察の信頼回復のため、取り調べの録音・録画の範囲を拡大しようとしているのに、この姿勢は問題ではないか。【谷垣法務大臣】

11 今回の改正は、条約や国際機関の要請に基づくもので、法制審議会の審議を経ずに行われようとしているが、取調べの可視化も、拷問等禁止条約等より求められているから、今回の改正を行うのであれば、取調べの可視化も、法制審議会の議論を経ずとも速やかに行うべきではないか。【谷垣法務大臣】

以 上